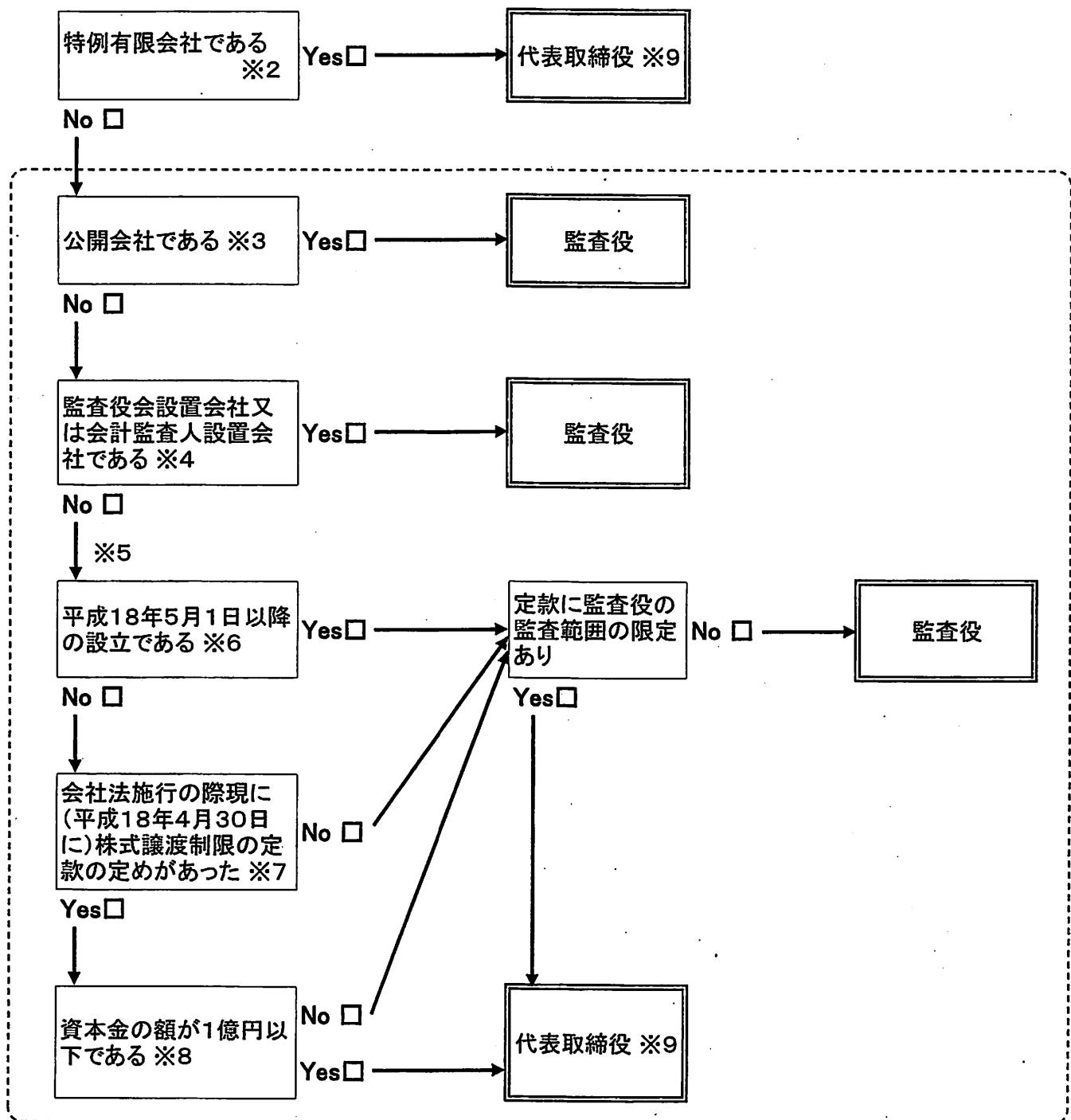


監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社代表者 ※1

(チャート図兼チェックシート)



※ 本チャート図兼チェックシートは、新件の受付時における問題点の注意喚起及び必要最小限のチェックをするためのものとして作成したものであり、その性格上、あらゆる場面を網羅的に示すものではなく、事案に応じて他の要素も考慮しなければならないことがあり得ることを予定している。したがって、個別の事件の処理においては、上記の趣旨を踏まえ、本チャート図兼チェックシートを機械的に適用するのではなく、関係する条文を確認の上、現在の定款を確認するなどして、個別に検討をされたい。

チェックシート利用上の留意事項

- ※1 登記簿上の「監査役設置会社」(会社法(以下、条文を示すときは「法」という。)911Ⅲ⑯参照)と取締役(元取締役を含む。)との間の訴えにおける会社代表者に係るチェックシートである(取締役の責任追及に係る株主代表訴訟における提訴請求等の名宛人の問題(法386Ⅱ)等の検討にも利用できる。監査等委員会設置会社と取締役との間の訴え〔法399の7〕及び指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴え〔法408〕に関しては、対象外である。)。なお、事案により、より厳密に資料の確認等をすることを妨げるものではない。
- ※2 監査役を置く特例有限会社(いわゆる整備法3Ⅱ参照)については、法施行後に定款変更をして監査役の監査範囲を拡大したことがうかがえない限り、定款の確認は不要であり、資本金の額にかかわらず、代表取締役を代表者として扱う(整備法24参照)。
- ※3 法386Ⅰ適用の有無(法389Ⅶ参照)を順に確認していくという発想でチェックしていく。法389Ⅰでいう監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた会社(以下「限定会社」という。)であるためには、「公開会社でない」こと、すなわち、全株式につき譲渡制限の定めがあることが必要であるから(法2⑤参照)、登記事項証明書(当審への上訴に当たり代表者事項証明書又は商業登記規則別表第5の株式・資本区を除いた一部事項証明書が添付されているときは、上記記載がある登記事項証明書の提出を上訴人に求める。)でその制限の有無を確認する。なお、※7参照
- ※4 監査役会設置会社又は会計監査人設置会社は、限定会社になることができないので(法389Ⅰ括弧書参照)、登記事項証明書でそのような会社であるかを確認する。
- ※5 平成26年の法改正(同27年5月1日施行)により、限定会社につき、監査役の監査の範囲を限定する旨の定款の定めがあることが登記事項とされた(法911Ⅲ⑯イ。当審への上訴に当たり代表者事項証明書が添付されているときは、役員区の記載がある登記事項証明書の提出を上訴人に求める。)。ただし、上記改正の施行時に上記定款の定めのある限定会社は、上記改正の施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は、上記定款の定めがあることを登記することを要しないことから(平成26年法律第90号附則22Ⅰ)、登記事項証明書の役員区欄に上記定款の定めがあることが記録されていない場合があり得ることに留意する。
登記事項証明書により上記定款の定めがあることを確認することができた場合は、会社代表者は代表取締役となる。これに対し、上記定款の定めの有無を登記事項証明書により確認することができない場合は、チェックシートの※6以下に沿ってチェックしていく。
- ※6 当該会社が、平成18年5月1日の法施行日以後に設立されたものであれば、原則として整備法53の適用の余地がないので、登記事項証明書により会社成立の日を確認し、その日が法施行日以降であれば、定款により、監査役による監査の範囲を限定する定めの有無を確認する。ただし、施行日以降の近接した日に成立の登記がされている会社の定款については、法を前提とするものか旧商法を前提とするものかに留意する必要がある(整備法53、66Ⅰ後段、75参照)。

※7 整備法53は、会社法において監査役の監査の範囲を定款で限定し得る会社（法389I参照）についての経過措置規定であり、会社法において公開会社（法2⑤）となる会社（旧商法下で定款による株式譲渡制限の定めのない会社。整備法76III参照）には適用されない。そこで、会社法施行の際現に（平成18年4月30日に）株式譲渡制限の定款の定めがあったか否かを確認する必要がある（一般的には、登記事項証明書の株式・資本区欄の記載で確認できる。必要に応じて閉鎖事項証明書（商業登記規則30I③）も確認する。）。

※8 整備法53の適用の可能性がある場合は、会社法施行時点で、いわゆる商法特例法1の2IIに規定する「小会社」（①資本の額が1億円以下、及び②最終の貸借対照表上の負債が200億円未満）の要件を満たしていたかを確認する必要があるが、原則として現在の登記事項証明書で資本の額が1億円以下の会社であることが確認できれば、資本の額の変更と負債の額は確認することなく、限定会社として取り扱う（法施行後に定款変更をして監査役の監査範囲を拡大する例もまれに見られるところ、そのような変更の有無について疑義があるときは、定款を確認する。）。現在の資本の額が1億円を超えている会社については、原則として定款を確認する。

※9 限定会社である場合は、代表取締役が代表者になり（法389VII, 349IV）、株主総会決議（法353）や取締役会決議（法364）で定めた者がいればその者が代表者になるので、登記事項証明書（場合により議事録）で確認する。